

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 参議院福島県選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙登録の基準日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

令和四年七月十日執行予定の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和四年六月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙時登録の基準日

令和四年六月二十一日（年齢については、令和四年七月十日）

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

令和四年十月三十日執行予定の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和四年六月十七日

福島県選挙管理委員会

選挙時登録の基準日

令和四年十月十二日（年齢については、令和四年十月三十日）

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第二十七号

令和四年十月三十日執行予定の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和四年六月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙時登録の基準日

令和四年十月十九日（年齢については、令和四年十月三十日）